



2016年6月22日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

開示すべき重要な不備の旨を記載する内部統制報告書の提出について

当社は、2016年5月23日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備について」において、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備があると判断したためその旨を内部統制報告書へ記載する予定であることをお知らせしておりましたが、2016年6月22日、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、内部統制報告書を関東財務局に提出しましたのでお知らせいたします。記載内容は2016年5月23日にお知らせした要旨から変更はなく、以下の通りです。

記

I. 既に実施した内部管理体制の改善策

当社は、2015年9月7日に、2010年3月期以降の決算を訂正し、2010年3月期から2014年3月期までの有価証券報告書、及び2011年3月期第1四半期から2015年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。訂正報告書提出に至った原因としては、厳しい経営環境の中、歴代社長の当期利益至上主義に基づく目標必達のプレッシャー、歴代社長及び執行役における適切な会計処理に向けての意識の欠如などの要因が相俟って、コーポレート及び各カンパニー財務部における内部統制並びに単体決算や連結決算に関する内部統制が無効化され、歴代社長及び執行役への監督機能も適切に働きませんでした。

その後、東京証券取引所から当社が内部管理体制等において深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとして、2015年9月15日をもって当社株式が特設注意市場銘柄に指定されました。また、名古屋証券取引所からも同様に当社株式が特設注意市場銘柄に指定されております。

当社は、上場廃止に準じる措置である特設注意市場銘柄指定という重大な処分を真摯に受け止め、内部統制に関する不備を是正するため、以下の内部管理体制の改善策を実行してまいりました。

1. 経営トップらに対する監督強化

(1) 取締役会の構成

- ①過半数を社外取締役で構成
- ②監督機能強化（エグゼクティブセッションの設置他）

(2) 指名委員会の構成機能強化

- ①社外取締役のみで構成
- ②執行役社長の選定基準等明確化他

(3) 監査委員会の構成・監督機能強化

- ①社外取締役のみで構成
- ②内部監査部の直轄化
- ③監督側内部通報窓口の設置他

2. 内部統制機能の強化

(1) 予算統制見直し

- ①事業収益性・成長性に基ついた予算策定方針の明確化
- ②キャッシュフロー重視・実現可能性を踏まえた予算策定プロセス、業績評価

(2) 最高財務責任者・財務・経理部門による牽制機能強化

- ①指名委員会に最高財務責任者選解任の同意権付与
- ②コーポレート財務部における財務会計・管理会計分離
- ③カンパニー経理部の組織改革（コーポレート財務部の直轄組織化）

(3) 業務プロセス改革

- ①工事進行基準に係る会計処理他

(4) 内部統制報告書制度対応の整備

- ①内部統制報告制度推進担当の増員・内部統制報告制度実施者への教育

(5) 内部通報制度の強化

- ①制度・匿名性の厳格な担保について周知徹底

(6) 会計コンプライアンス委員会の設置

- ①適切な財務報告に関する早期のリスク把握、対応策の指示・検討

3. マネジメント・現場の意識改革

(1) マネジメントの意識改革

- ①経営トップらのみを対象とした意識改革研修

(2) 従業員の意識改革

- ①会計コンプライアンスにかかる階層別・職能別教育

II. 2016年3月期の状況

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、前年度に識別した財務報告に係る重要な不備を是正するため、当事業年度末においては、上記I.の改善策を整備し、運用も実施しているものの、一部の改善策についてはその運用期間を十分に確保できなかったことから改善策の運用状況を当事業年度末時点では確認できていません。

したがって、当事業年度末までに、「意図的な利益の嵩上げのための経営トップらによる目標必達のプレッシャー」、「上司の意向に逆らうことが出来ない企業風土」、「経営者における適切な会計処理に向けての意識の欠如」、「コーポレート及び各カンパニーにおける内部統制の無効化」、「会計処理基準が適切に運用されなかった」という全社的な内部統制の不備については、上記の様々な改善施策を通じて改善が進んでいるものの、以下の観点からは必ずしも是正の定着が確認できませんでした。

全社的な内部統制の不備については、予算策定プロセスをキャッシュフローを重視した中期的目線による実行可能性を踏まえたプロセスとなるように変更し、達成可能性を考慮した2017年3月期予算を作成しました。しかしながら、2016年3月期においては、前期以前の過年度決算訂正の影響があったこと、また、財務報告数値の実績検証に重点を置いていたことから、実質的に予算が作成されないまま事業年度が終了したため、予算統制が行われる中でのコンプライアンス意識の発揮を始めとする運用状況については、確認を行えない状況にありました。また、決算・財務報告に関与する従業員の適切な財務報告に関する意識については、会計コンプライアンスについての実効性を高めるため、役職・業務内容に応じた階層別・職能別教育を実施し、2016年3月末時点では意識の改善は進んだものの、運用の定着を確認するための十分な期間が確保できませんでした。これらについては、2016年3月期決算に加えて、今後の四半期決算の状況を追加で確認する必要があると判断しました。

また、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備の是正のための各種施策に取り組み、2016年3月期時点では、整備はおおむね完了し運用も開始されていますが、2016年3月期の財務諸表監査の過程におきまして、財務報告に係る多数の修正事項が発見されたため、決算・財務報告プロセスの内部統制の整備及び運用に開示すべき重要な不備が存在するものと判断しました。事業年度末までに是正することができなかった理由は、当該不備が期末の監査の過程で識別されたことによります。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、適正に修正しております。

当社といたしましては、全社的な内部統制の開示すべき重要な不備の解消を確認するため、予算統制制度の運用状況及び決算・財務報告に関連する従業員の適切な財務報告に対する意識の定着並びに決算・財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備の改善策の遂行に取り組み、今後の四半期決算の状況を追加で確認してまいります。

以 上